

**神奈川県立精神医療センター
保険調剤薬局整備運営事業に係る
公募型プロポーザル実施要領**

令和3年10月26日

**地方独立行政法人神奈川県立病院機構
神奈川県立精神医療センター**

神奈川県立精神医療センター保険調剤薬局整備運営事業に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の名称

神奈川県立精神医療センター保険調剤薬局整備運営事業

2 事業の内容

地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立精神医療センター（以下「当センター」という。）の通院患者及び当センター近傍の住民等の利便性を考慮し、院外処方箋に応需することを目的として、当センター（横浜市港南区芹が谷2-5-1）の敷地内において保険調剤薬局の整備及び運営を行う。

（参考） 外来延患者数 52,951 人（令和2年度）

院外処方箋発行枚数 40,137 枚（令和2年度）

3 提案条件

提案条件は以下のとおりとするが、これを満たすことのできない企画提案書は無効とする。

- (1) 事業者は、当センターと存続期間を10年とする事業用定期借地権設定契約を締結する。なお、契約期間終了後は原状回復を原則とするが、再契約を締結する場合もある。また、契約期間中であっても当センターの事業運営上やむを得ない場合で、他に対応する方法がないときは、協議の上契約を解除することがある。
- (2) 提案する保険調剤薬局の整備及び運営に係る内容は、以下の条件を満たすものであること。
 - ア 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までを除く日の午前9時30分から午後5時30分までは営業すること。
 - イ 建物は地上2階建て以内とすることとし、別添配置案内図に示す範囲内とする。
 - ウ 令和3年度中に着工し、1年以内に竣工、開設すること。
 - エ 法令に適合し、行政上許可される敷地内薬局の要件を満たす提案であること。
 - オ 現状の患者導線を妨げない提案とすること。また、保険調剤薬局整備後に当センターの駐車可能スペースが減少しない提案とすること。
 - カ 10年間の土地賃借料を明示した提案とするが、土地賃借料は1平米あたり年額4,850円以上とすること。

4 公募型プロポーザル参加資格

参加資格は以下のとおりとするが、これを満たすことのできない者は企画提案書の提出を認めない。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号) 附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号) 第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号) 第 2 条第 2 号から第 5 号に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者

ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は再生手続開始の申立てをなされていない者であること。

ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 消費税及び地方消費税の未納がないこと。神奈川県県税に係る未納がないこと。

(5) 神奈川県入札参加資格者名簿において営業種目(医療用薬品・衛生材料)に記載されている者であること。

(6) 神奈川県内に本店または支店を有すること。

5 事業者決定までの日程

内 容	日 時
質問受付期間	令和3年10月26日(火)から11月5日(金)午後5時
参加表明書提出期限	令和3年11月5日(金) 午後5時
参加資格確認審査結果通知	令和3年11月11日(木)
質問への回答	令和3年11月15日(月)
企画提案書の提出期限	令和3年11月24日(水) 午後5時
審査会の開催、事業者決定	令和3年12月中

6 担当窓口

神奈川県立精神医療センター事務局経営企画課

横浜市港南区芹が谷2-5-1

電話 045-822-0241 (代表)

担当者：小林

E-mail：kobayashi.11038@kanagawa-pho.jp

事業者決定までの間、本件プロポーザルに関連し、上記担当者以外の当センター職員に面会、電話、メール等の手段を問わず、接触することを禁止する。

7 質問の受付

(1) 受付期間 令和3年10月26日(火)から11月5日(金)午後5時

(2) 受付方法

下記「入札に関する質問フォーム」から送信すること。なお、件名は「保険調剤薬局整備運営事業」とする。

<入札に関する質問フォームアドレス>

<https://kanagawa-pho.jp/mailform/1595/mfp07/index.html>

(3) 回答

質問に対する回答は令和3年11月15日(月)に参加表明書(様式1)を提出した者のうち参加資格確認審査結果の参加資格が「有」の者に対し、参加表明書記載のメールアドレスあて、すべての質問と回答を送付するが、質問回答後の再度の質問は認めない。

ただし、本事業に直接関係のない質問及び受付期間を過ぎて提出された質問には回答しないこととし、趣旨が同じ質問はまとめることがある。

なお、参加資格確認審査が未了の段階であっても、一部質問について、11月15日以前に参加資格がないことが明らかな者を除き、参加表明書を提出した者に回答をすることがある。

8 図面の交付

図面のファイルにはダウンロードするためのパスワードが設定されている。図面の交付を希望する者は図面交付申請書(様式2)を上記「6 担当窓口」記載のメールアドレスに提出のこと。図面交付申請書に記載のメールアドレス宛にパスワードを通知する。ただし、参加資格がないことが明らかな者に対しては、パスワードを通知しない。

9 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

- ア 参加表明書
- イ 参加表明書提出者の業務実績(様式3)
- ウ 企業概要がわかるもの(パンフレット等)
- エ 決算資料(上場企業の場合は有価証券報告書)(直近2事業年度分)
- オ 消費税及び地方消費税、神奈川県県税に係る未納がないことを証する書類(いずれも発行されてから3ヶ月以内のものに限る)
- カ 公益社団法人神奈川県薬剤師会など各種医療関係団体に加入している神奈川県内の保険調剤薬局一覧(様式4)

(2) 提出期限

令和3年11月5日(金) 午後5時

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く午前9時から午後5時の間に限り、受付を行う。

(3) 提出場所 神奈川県立精神医療センター事務局経営企画課

(4) 提出方法 事前に架電のうえ、持参すること。

(5) 審査結果通知

令和3年11月11日(木)に参加表明書記載のメールアドレスあて通知する。

(6) 参加表明書提出後の辞退 辞退届(様式5)を提出すること。

10 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和3年11月24日(水) 午後5時

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く午前9時から午後5時の間に限り、受付を行う。

(2) 提出場所 神奈川県立精神医療センター事務局経営企画課

(3) 提出方法 事前に架電のうえ、持参すること。

(4) 提出部数 正本1部、副本10部

11 企画提案書の仕様、記載項目等

- (1) 企画提案書の書式は日本語を使用し、A4判、縦置き、横書き、片面印刷とする。ただし、全体で15ページ(表紙を含む)を上限とする。
- (2) 企画提案書の項目は以下のとおりとし、この項目について当センターが設置する審査会において審査する。

項目	
事業概要について	
	・利用者に対するサービス向上など保険調剤薬局の具体的な運営内容
整備について	
	・工事計画書、設計図、施設イメージパース（A3折りも可）
	・工事準備期間から開設に至るまでのスケジュール
運営について	
	・事業運営の安定性・収支計画（A3折りも可）
	・当センター病院運営に対する協力
	・10年間の土地賃借料
	・敷地内薬局の整備運営実績

12 事業者の決定及び発表の方法

- (1) 事業者の決定方法
当センターが設置する審査会における評価を基に当センターの機種等選定会議において決定する。
- (2) 事業者の発表方法
発表時期は令和3年12月中を予定しており、企画提案書を提出した者に対し、参加表明書記載のメールアドレスあて通知するほか、神奈川県立病院機構のホームページの中の入札結果のページで公表する。
なお、審査結果についての質問、異議は一切認めない。

13 協定書の締結

保険調剤薬局の整備及び運営に向け、事業者と当センターは協定書(様式6)を締結する。

14 その他

- (1) 事業者の決定に至るまでの費用は企画提案書作成者の負担とする。また、存続期間を10年間とする事業用定期借地権設定契約は、借地借家法(平成3年法律第90号)第23条第3項により公正証書によることとされている点に留意する必要があるが、これも含め、本借地権設定契約の作成に至るまでの費用は事業

者の負担とする。

- (2) 事業用定期借地権設定契約を締結するにあたり、病院の敷地面積が減少することを理由とする医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第1条の14第3項の横浜市長の許可を受ける必要があるが、許可が受けられなかった場合、本借地権設定契約を締結しない。この場合、事業者が本事業の準備に関して既に支出した費用等については、事業者の負担とする。
- (3) 当センターの敷地は土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第3条第1項ただし書きの確認を受けた土地であることに留意する必要がある。また、土地の形質を変更するにあたり、横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年条例第58号)第65条に基づく届出を横浜市長に行わなければならない場合があり、かつ、横浜市長から土壤調査の実施命令が出される場合がある。なお、条例に基づく手続きに要する費用等については、事業者の負担とする。
- (4) 事業者の決定後、事業者の責に帰すべき事由により、事業用定期借地権設定契約を締結しない場合、企画提案書の中で提示した10年分の土地賃借料相当額の100分の5に相当する金額を徴収する。
- (5) 本件公募に関する企画提案書の著作権は企画提案書作成者に帰属する。また、提出された書類等は返却しない。